

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲575) [平年度] — (▲575) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、社会資本整備や土木建築分野に必要な不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠なセメント製品の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	21—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																								
	政策の達成目標	中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑で低廉な供給を図る。																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間																								
	同上の期間中の達成目標	セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																								
政策目標の達成状況	<p>セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>102.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：(一財)経済調査会「積算資料」</p>			セメント(原料)	セメント製品	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	100.0%	平成26年	102.0%	100.0%	平成27年	101.0%	100.0%	平成28年	100.0%	100.0%						
	セメント(原料)	セメント製品																								
平成24年	101.0%	100.0%																								
平成25年	100.0%	100.0%																								
平成26年	102.0%	100.0%																								
平成27年	101.0%	100.0%																								
平成28年	100.0%	100.0%																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(適用数量 (kL))</th> <th colspan="2">(適用数量 (kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>17,984</td> <td>平成29年度</td> <td>17,913</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>19,493</td> <td>平成30年度</td> <td>17,913</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>19,232</td> <td>平成31年度</td> <td>17,913</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>17,913</td> <td>平成32年度</td> <td>17,913</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>17,913</td> <td colspan="2">出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</td> </tr> </tbody> </table>	(適用数量 (kL))		(適用数量 (kL))		平成24年度	17,984	平成29年度	17,913	平成25年度	19,493	平成30年度	17,913	平成26年度	19,232	平成31年度	17,913	平成27年度	17,913	平成32年度	17,913	平成28年度	17,913	出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)	
	(適用数量 (kL))		(適用数量 (kL))																							
平成24年度	17,984	平成29年度	17,913																							
平成25年度	19,493	平成30年度	17,913																							
平成26年度	19,232	平成31年度	17,913																							
平成27年度	17,913	平成32年度	17,913																							
平成28年度	17,913	出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)																								
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>セメント製品製造業では、製造過程で使用する機械の稼働のため一定量の軽油の使用が不可避である。こうした中で、セメント製品製造業者に軽油引取税を課した場合、自社の取組では他の動力等への転換によって税の負担を軽減することは難しく、また、大半が中小企業であるため価格転嫁も困難な状況である。</p> <p>このため、本措置は、セメント製品製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られ、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑かつ低廉な供給に寄与するものである。</p>																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用されるセメント製品の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため本措置は、こうした事態を回避し、結果的に国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>																								
ページ	21—2																									

税負担軽減措置等の適用実績	(適用件数)	(減収額 (百万円))																		
	平成24年度	1,011	577																	
	平成25年度	986	625																	
	平成26年度	952	617																	
	平成27年度	933	575																	
	平成28年度	933	575																	
	出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度は経済産業省試算																			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：税額 適用総額：25年度 894 億円の内数 26年度 882 億円の内数 27年度 890 億円の内数																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	セメント製品の出荷価格は、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、国内の社会資本整備や住宅等の建設基礎資材として、低廉で安定的に供給されている。 アンケート調査によれば、約8割のセメント製品製造事業者等が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、これまで税制措置を受けていた事業者のうち9%の事業者が平均3人の従業員の削減を考えると回答しており、本措置がなくなった場合には業界の雇用維持に影響がある。 このように、本措置の存廃が及ぼす影響が大きい当業界にとっては、本措置は、昨今の雇用情勢が厳しい中、地域の雇用維持に大きく貢献しているほか、製品の多くの出荷先が当該県内であることを勘案すれば、地域経済の発展にも寄与している。																			
前回要望時の達成目標	セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>102.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> 出所：財団法人経済調査会「積算資料」			セメント(原料)	セメント製品	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	100.0%	平成26年	102.0%	100.0%	平成27年	101.0%	100.0%	平成28年	100.0%	100.0%
	セメント(原料)	セメント製品																		
平成24年	101.0%	100.0%																		
平成25年	100.0%	100.0%																		
平成26年	102.0%	100.0%																		
平成27年	101.0%	100.0%																		
平成28年	100.0%	100.0%																		
これまでの要望経緯	平成13年度：創設 平成21年度：3年間延長 平成24年度：3年間延長 平成27年度：3年間延長																			
ページ	21—3																			